

4/25(火) 受付開始 木造住宅の耐震診断・耐震改修事業

耐震診断は「補助制度」または「派遣制度」のどちらかを選択でき、耐震改修は改修費用のうち最大114万円を補助します。また、気軽に耐震診断を受けられる「派遣制度」もご利用ください。※耐震診断・耐震改修は県登録業者の実施が必須です

【対象となる木造住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建て（枠組壁工法〈2×4工法など〉、丸太組構法、大臣などの特別な認定を得た工法のもの対象外）
- ②階数が2階以下で、延べ床面積が500平方メートル以下
- ③次の用途の住宅▶専用住宅（共同住宅および長屋住宅は対象外）▶併用住宅（延べ床面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの）

【受付期間など】

4月25日(火)～平成30年1月31日(水)までに建築指導課（市役所本館9階）へ（先着順。予算がなくなり次第終了）
※補助対象該当の有無を確認してください（事前相談を受け付けます）

耐震診断事業（補助制度）

対象者	対象となる住宅の所有者
対象となる耐震診断	「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」
補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円、限度額4万円 ※補助対象経費の額以内

耐震診断事業（派遣制度）

対象者	対象となる住宅の所有者
対象となる耐震診断	「県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に記載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行う
住民負担の額	評価手数料の3,000円または9,720円（評価機関による）

耐震改修等補助事業

対象となる木造住宅	●昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅で、耐震診断を実施し、評価を受けた結果、補強が必要と判断された住宅 ●既存木造住宅に、明らかな法令違反がないもの
対象となる工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、地震に対して安全な構造となるように耐震改修工事（基礎を含む）を実施し、上部構造評点が1.0以上となる工事
対象者	対象となる住宅の所有者（登記簿などで確認）で市税などを滞納していない人（完納証明添付）
対象となる耐震改修工事	●「市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」および「県木造住宅耐震改修補助マニュアル」に基づき実施する「耐震改修工事」 ●改修設計者および工事監理者は「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所 ●耐震改修工事業者は「県木造住宅耐震改修事業者」の登録および建設業法第3条第1項に規定する許可（建築）を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者
補助金の額	●耐震改修工事費＝補助対象経費の額で、限度額90万円 ●改修設計費＝補助対象経費の3分の2、限度額20万円 ●工事監理費＝補助対象経費の3分の2、限度額4万円 ※耐震改修工事を実施しない場合は、補助対象外

☎建築指導課 ☎948-6512 ・ ☎934-0640

第1回目 5/1(月)から募集開始 わが家のリフォーム応援事業

「住み続けたいまちまつやま」の創生を目指して、定住・移住および子育てしやすい住まいづくりを支援するため、既存住宅のリフォーム工事を行う人に対して補助をする「わが家のリフォーム応援事業」を行います。

最大100万円の補助

長寿命省エネタイプ + バリアフリータイプ + 安全・安心タイプ + 子育て応援タイプ

A. 基本工事(4つのタイプ)

B. 加算工事(住環境向上)

対象工事費(A+B)の10%補助 (上限30万円)

移住者利用加算(30万円)

リノベーション加算(10万円)

三世帯同居・近居、多子世帯加算(30万円)

【長寿命・省エネタイプ】建物の劣化を防ぐ目的の外壁や屋根などの工事または省エネ基準（平成25年度）相当を満たす改修工事費が50万円以上（バリアフリー）

【基本】対象工事費（税抜）の10%（上限額30万円。千円未満は切り捨て）
【加算】①平成28年4月1日以降市外から移住してきた人が対象工事を行った場合、30万円②中古住宅（平成29年1月1日以降）を購入した人が対象工事を行った場合、10万円③新たに3世代が同居または近居する人、または同居者に18歳未

【補助金額（左上图参照）】
【申し込み】
第1回目（募集枠1億円分）5月1日（月）～9月29日（金）、第2回目（募集枠5000万円分）10月2日（月）～平成30年1月31日（水）。直接、申請書（住宅課へ市役所本館7階）、支所、市ホームページ（あり）を住宅課へ
※補助金交付申請金額がそれぞれ募集枠に達した場合は、その時点で募集終了

☎住宅課 ☎948-6349 ・ ☎934-1807

対象者 次の全てを満たす人
▼市内に在りまたは居住予定で市内に住宅を所有
▼市税を滞納していない
▼暴力団員でない
▼本補助金や「住まいのリフォーム補助金（松山市）」「住宅ストック循環支援事業の補助金（国土交通省）」などを受けていない

対象住宅 市内にある、建築基準法などの法令に違反していない登記済みの住宅で次のいずれかに該当
▼申請者本人が所有し、居住または実績報告までに居住予定の住宅（借家は対象外）
▼分譲型集合住宅の居住専用部分
▼延床面積の2分の1以上が

対象工事 補助金交付決定から原則4カ月以内に工事を完了し、年度末までに実績報告ができる次の工事

居住部分である店舗（事務所）併用住宅の居住専用部分（店舗部分の工事は対象外。外壁・屋根などの全体補修は対象に含む）
【リターンタイプ】市が規定するバリアフリー工事で、工事費が50万円以上
【安全・安心タイプ】「松山市木造住宅耐震改修等補助事業」に該当する工事に併せて行う工事で、工事費が50万円以上
【子育て応援タイプ】同居者に18歳未満または妊婦がいる世帯が行う工事で、工事費が50万円以上

満が3人以上いる人が対象工事を行った場合、30万円
※補助金額が工事費の2分の1を超えるときは、工事費の2分の1が上限

☎住宅課 ☎948-6349 ・ ☎934-1807

町内会、自治会などで設置・維持・管理している防犯灯が不点・点滅で蛍光管を取り替える場合、市防犯協会会費の全額を助成しています。
【受付日時】土・日曜日・祝日・盆（8月13～15日）・地方祭（10月7日）・年末年始（12月29日～平成30年1月4日）を除く8時40分～16時（12月13時を除く）
【申し込み】電話またはファクスで防犯灯の位置、電柱番号（ポールなどは除く）、申込者名、連絡先、町内会名などを次の申し込み先へ
●三津浜・宮前・高浜・興居島・中島地区、別府町、大可賀、山西町、清住一丁目・三津電気工事協同組合 ☎952-3753 ・ ☎952-2190
●上記以外の地区 ☎松山電気工事協同組合 ☎943-2007 ・ ☎945-2206
※申請の重複がないよう代表者が申し込んでください
☎市防犯協会事務局（市民参画まちづくり課内） ☎948-6736 ・ ☎934-3157

町内会などで管理する防犯灯 蛍光管の取り替えを助成します

町内会、自治会などで設置・維持・管理している防犯灯が不点・点滅で蛍光管を取り替える場合、市防犯協会会費の全額を助成しています。
【受付日時】土・日曜日・祝日・盆（8月13～15日）・地方祭（10月7日）・年末年始（12月29日～平成30年1月4日）を除く8時40分～16時（12月13時を除く）
【申し込み】電話またはファクスで防犯灯の位置、電柱番号（ポールなどは除く）、申込者名、連絡先、町内会名などを次の申し込み先へ
●三津浜・宮前・高浜・興居島・中島地区、別府町、大可賀、山西町、清住一丁目・三津電気工事協同組合 ☎952-3753 ・ ☎952-2190
●上記以外の地区 ☎松山電気工事協同組合 ☎943-2007 ・ ☎945-2206
※申請の重複がないよう代表者が申し込んでください
☎市防犯協会事務局（市民参画まちづくり課内） ☎948-6736 ・ ☎934-3157

節水型トイレ改修助成制度 事業者説明会を開催します
節水型都市づくりの一環として、今年度から節水型トイレへの改修助成制度を設けました。申請の受け付けは7月以降の予定です。事前に事業者への説明会を開催します。
【日時】4月28日（金）10時～14時
※「わが家のリフォーム応援事業」の施工業者説明会と同時開催
【会場】総合福祉センター（若草町）1階大会議室
【対象】節水型トイレ改修を行う事業者
☎水資源対策課 ☎948-6948 ・ ☎934-1806